

広島積極ガード店ゴールド認証制度に関するQ & A

令和5年2月21日現在

Q 1. 複数の店舗を経営していますが、まとめて1枚の申請でできますか。

A 1. 店舗ごとに認証しますので、店舗ごとに、別々で申請してください。

Q 2. 認証は義務ですか。

A 2. 認証申請は任意です。義務ではありません。

Q 3. 休業中の店舗も申請できますか。

A 3. 申請書類一式を準備できるのであれば、可能です。

Q 4. パーテーションをどのように設置したらよいのか分かりません。

A 4. パーテーション設置ルールで、サイズや配置方法を御確認ください。なお、パーテーション設置の際には、空気の流れを阻害しないようご注意ください。

また、少人数の家族や日常的に接している知人等の少人数の同一グループ、介助者同席の高齢者・乳幼児・障害者等が同席する場合は、例外的にパーテーションを外す運用が認められます。

Q 5. 距離を確保（1m）すれば、パーテーションは設置しなくてよいですか。

A 5. 距離が確保されているのであれば、パーテーションの設置は必要ありません。なお、「はみ出し」が必要となるのは、隣席との間に設置するパーテーションです。席の配置によっては、パーテーション設置の必要がない店舗もあると考えられます。

Q 6. 「パーテーション設置ルール」を全て守らないといけませんか。

A 6. 隣席との間に設置するパーテーションは25cm以上「はみ出し」部分を設けることを明確化していますが、その他の「パーテーション設置ルール」はこれまでも順守するよう求めていたことをわかりやすく図示したものですので、全て守っていただくようお願いします。

Q 7. 空気の流れを阻害しないパーテーションの設置とは、どのようなものか。

A 7. パーテーションの配置や形状により、空気の流れや換気が阻害される場合がありますので、次の方法によりパーテーションを設置してください。

- ・まずは、空気の入口（給気口）と出口（排気口）を確認し、空気の流れを確認する。
- ・目を覆う程度の高さより高いパーテーションや天井からのカーテンなどは、空気の流れに対して平行に設置する。

※ 換気対策の考え方についての詳細は、国の新型コロナウイルス感染症対策分科会の資料をご覧ください。([kanki_teigen.pdf \(cas.go.jp\)](https://www.cas.go.jp/kanki_teigen.pdf))

Q 8. パーテーションがあるから空気の流れを阻害しているのではないか。

A 8. 「飛沫感染防止」のためには「パーテーションの設置」が必要であり、「エアロゾル感染防止」のためには「効果的な換気」が必要になります。対策の目的が異なるため、飛沫感染防止対策としてパーテーションを設置する場合は、引き続きパーテーション設置ルールに基づき設置していただき、併せて、可能な限り空気の流れを阻害しないよう努めてください。

Q 9. 自己チェックシートの取組を行うのはなぜか。

A 9. 現在行っている見回り調査の実績から、認証店における自主的な感染防止対策が定着してきたことが認められたため、今後は自己チェックシートの取組を導入することとしました。

Q 10. 自己チェックは、どのくらいの頻度で行う必要があるのか。

A 10. 自己チェックは毎月実施してください。定期的に自己チェックを行うことで、店舗の感染症対策を振り返ることができ、各店舗においてより良い対策につながると考えています。なお、自己チェックする日をあらかじめ決めておくと、取り組みやすくなると思います。

Q 11. 今後は、見回り等で調査員が店舗を訪問することはないのか。

A 11. 見回り調査は今後も必要に応じて実施します。

Q 12. 「広島コロナお知らせQR」の取組はどうなりましたか。

A 12. 「広島コロナお知らせQR」は令和5年1月31日をもって終了しました。ポスターや三角ポップの掲示を撤去し、来店者がQRコードを読み込まないようにしてください。

Q 13. 認証基準のうち「マスク着用」の項目が削除されたが、客や従業員に対し店舗でのマスク着用は求めてもよいか。

A 13. マスクの着用は個人の判断に委ねられるものであるが、事業者が感染対策上又は事業上の理由等により、利用者又は従業員にマスクの着用を求めることは許容されます。